

森林除染の推進を求める意見書

東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所事故から5年が経過したが、原子力災害は今なお収束していない。

今現在においても、住宅除染をはじめとした各種除染や食品の放射性物質検査、健康管理対策、風評被害対策など放射性物質による汚染問題に対して様々な対策を講じなければならない状況が依然として続いている。

そのような中、本市における森林については、福島県の伐採・搬出基準である森林の空間放射線量毎時0.5マイクロシーベルトを超えるエリアが広範囲に広がっており、本市の復興・再生を進めていく上で、森林除染は必要不可欠なものである。

今般、国は森林除染の対象範囲について、住宅等の生活圏から20m以内などに限定していたものを、住民が立ち入る可能性がある「里山」にまで拡大するとしているが、里山そして森林を原発事故による放射能汚染前の状態に戻すことは、当然に国の責務であると考える。

については、森林除染の迅速かつ確実な取り組みを促進するため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 森林除染の範囲については、「里山」をはじめ、福島県の伐採・搬出基準（毎時0.5マイクロシーベルト）を超える高い放射線量の民有林も対象にするなど、地元自治体の要望等個々の事情を踏まえたきめ細やかな対策を講じること。
 - 2 避難指示区域ばかりではなく、本市を含む中通り地域もモデル地区に指定するとともに試験除染を速やかに実施し、その効果を検証の上、本格的な里山再生事業を早期に実施すること。
 - 3 森林の放射線モニタリングを定期的実施するとともに、その結果について地元自治体や住民に対し、迅速に分かりやすく情報提供を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 森 山 裕 様

環 境 大 臣 丸 川 珠 代 様

復 興 大 臣 高 木 毅 様

福島県二本松市議会議長 野 地 久 夫